

道徳授業の教科化への課題

根深 得英*

安倍内閣は平成 25 年 2 月 26 日、教育再生実行会議（第一次提言）で「いじめの問題等への対応について」を示した。

その中で「…道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」としている。また、道徳授業の現状や問題点も指摘しながら道徳授業の教科化について提言している。

そこで道徳授業の教科化という課題について、現状分析しながら考察する。

教科化への道筋で想起される課題は「教科としての免許・評価をどのようにするか・指導と評価の一体化をどのように具体化するか・指導要録への記載内容・通知票への記載内容をどのようにするか・教科書をどのように選定もしくは指定するか」などを挙げることができる。

・「道徳」の免許は必要か

文部科学省は免許を創設しないとしている。一方、新卒教員は準免許（自民党）を創設するとしている。

現在 9 教科（国社数理音技家美保体英）はそれぞれ専門の免許が必要となっている。もし道徳を免許制にすると免許更新制度の更新研修の内容も検討することとなるだろう。また、免許取得のため大学での履修内容の改善も必要となる。準免許は徐々に浸透させるのか。更新制も制度上の課題となる。

・評価をどのようにするか

現在は教科と総合的な学習の時間、そして特別活動を評価することとなっている。道徳については評価することになっているが具体的な評価の基準がないので指導要録や通知票に反映することには

なっていない。

例) 中学校

教科 5 段階絶対評価 (54321)

3 段階観点別評価 (ABC)

総合的な学習の時間は学習活動の記載と評価を文章表現で記載することとなっている。

特別活動の評価は評価の観点を記載し、該当するところで顕著な場合は○を記載する。

道徳授業の各指導項目の効果は授業内で児童・生徒が自分の考えをまとめたり、話し合うことで道徳的な価値観を高めることにある。

絶対評価よりは話し合いへの参加状況とその理解度や態度を評価として記載することが望ましいと考える。

・指導と評価の一体化が適用される指導が可能か？

教科の指導と評価は、指導と併行し評価し、評価し併行し指導改善を図ることとなっている。

道徳授業では 24 の指導項目をバランスよく、かつ重点化する項目を設けて、教科や他の領域との関連を考慮して指導するが、指導と評価の一体化を重視した指導で 24 の項目をバランスよく、かつ重点化する項目を設けて、教科や他の領域との関連を考慮して指導ができるかを実務的に検証する必要がある。

・指導要録への記載内容をどうするか

現在は 9 教科（5 段階絶対評価、3 段階観点別評価）、特別活動は○の表記、総合的な学習は学習の記録と文章表現での評価となっている。

特別活動と同様の形態か。

それとも 5 段階絶対評価、3 段階観点別評価か。学習活動の記録と文章表現での評価か。

このことにより教員の事務量の増大が推測でき

2013 年 11 月 21 日受付

* 江戸川大学 非常勤講師 すみだ国際学習センター

る。

・通知表への記載は各学校裁量か

通知表は「公簿」ではない。記載内容、通知回数も学校が決めることができる。その状況に鑑みて道徳の評価をどのように記載すべきかは評価のあり方、指導要録の記載、指導のあり方と共に課題となってくる。

・道徳の教科書をどのように新たに決めるのか

下村文科相によると、新教科「道徳」は現在と同じ週1時間とし、当面は文科省が作成した副教材「心のノート」を全面改定した教材を用いることとするが、地元教委などが作成した副読本の追加利用も認める。2年目以降については下村文科相は「他教科の教科書と同じように民間が参入する検定教科書も考えられる」と述べ、教科書会社に「道徳の教科書」の作成を促した。

また下村文科相は「特定の価値を押しつけるのではなく、学習指導要領のコンセプトに合った偉人伝などを入れて、親も読みたくなるような教材を作り、家庭でも学べる環境を作りたい」とした。

また、「道徳の教員養成をやるとすると、大学のカリキュラムも必要となり、10年かかる」と道徳の教員免許創設には否定的な見解を示し「(道徳の)免許がなくても、研修を受ければ教えられるようにしたい」と話した。

いじめ撲滅という本来の目的を達成するには

① 家庭での正常な道徳観、モラル向上② 地域社会での正常な道徳観等 モラル向上を社会全体でめざすことが必須である。

児童・生徒は社会の動き、家庭の動き、地域社会の動きを見ている。政治家の不正横行、公務員、警察官の不正横行、そしていまだに残る不正な労

働慣例などの撲滅が行われることが必要である。児童・生徒のあるものは不正を見て、不正の中で育ちそれを大人になることととらえ、不正に染まっていく。あるものは不正を許さない方向に育っていく。あるものは社会や家庭、地域社会から距離をとる生き方を選ぶ。

道徳授業の内容の改善や教科化のみにより社会のゆがみは解決できない。社会や家庭のモラルについてのゆがみを解消する施策や大勢の人の努力とともに道徳授業の改善が図られるべきである。

そして、道徳授業についての現状での課題も数多くあるが、教育課程実施上の現状の課題についても改善を図りながら道徳授業の課題の解決に向かうべきである。

- 1 特別活動の指導内容と実施状況の改善
- 2 総合的な学習の時間の指導内容と実施状況の改善
- 3 現在学校教育に入り込んでいる教科・領域等に属さない教育活動の整理整頓
 - ・部活動
 - ・国際理解教育、男女平等教育、環境教育、同和教育、情報教育、人権教育等々
- 4 各地教委主催の音楽鑑賞教室、連合音楽会、連合体育祭、連合陸上大会等の各地教委主催の行事の縮小もしくは土日開催による「より効果的な教育課程の作成」が待たれる。

道徳授業の内容のより一層の改善と学校の教育活動全体を通しての道徳の教育活動と家庭での道徳教育活動の実践、そしてなによりも社会全体での、マスコミを含む大人同士での道徳的な実践活動、実践的行動がいじめ撲滅の大きな鍵となる。